

第26号議案

芦屋市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市助産施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、条例で引用する同法の条項を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市助産施設条例の一部を改正する条例

芦屋市助産施設条例（昭和45年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第51条第2号」を「第51条第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市助産施設条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い，条例で引用する同法の条項を改めるため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

条例で引用する児童福祉法の条項「第51条第2号」を「第51条第3号」に改める。(第2条関係)

3 施行期日

平成24年4月1日